

定住する目的で移住した若者世帯に

上水道料金の一部を、 最大3年間補助します！

転入日から3ヶ月以内に申請してください。

補助金額：(1ヶ月分の上水道使用量 - 10m³) × 140円

補助期間：移住した翌月分から最大36か月

3ヶ月分ずつ、1月・4月・7月・10月下旬にお支払いします。

(例) 1~3月上水道支払分 … 4月上旬に請求 ⇒ 4月下旬支払い

①～④に全てあてはまる方は補助金の対象です！

- ① R3.4.1以降に転入した若者世帯*¹
- ② 家族全員*²が移住者*³である世帯
- ③ 定住の意思*⁴がある
- ④ 納税等の未納がない世帯

*1 … 世帯の中に40歳未満の人がいる

*2 … すでに居住者が居る世帯に移住する場合は非該当

*3 … 町外からの転入者、遊佐町を転出して5年以上の人

*4 … 転入日から5年以上継続して定住できる

ただし、以下は対象となりません

- ① 暴力団員等が居住する世帯（同居者含む）
- ② 遊佐町職員（正職員）の世帯
- ③ 業務（職務）命令等で転入した公務員世帯



補助金の返還について（ご注意ください）

移住の日から5年未満で転出したときは、補助金を返還していただきます。

職場の異動などで転入された世帯などはご注意ください

- ① 3年未満で転出したときは、補助額の全額
- ② 5年未満で転出したときは補助額の半額

問合せ ⇒ 遊佐町企画課定住促進係

☎ 0234-28-8257 ☐ teiju@town.yuza.lg.jp